

空家バンク・空家リフォーム助成の運用状況について

空家バンクの登録状況 (令和元年6月1日現在)H29.12月スタート・・・約1年5ヶ月

①空家 15件				
売却希望	10件	所有者の意向による登録抹消	2件	
賃貸希望	2件	成約済	4件	→賃貸2件・売却2件
どちらでも	3件	交渉中	3件	→賃貸1件・売却2件
		募集中	6件	



②空地 2件				
売却希望	2件	募集中	2件	



市公式ホームページで、空家バンクの登録物件情報を掲載

空家リフォームの助成（平成30年度実績）

○リフォーム補助金交付決定件数 2件

①A004 賃貸物件 交付決定：H30.9.27 500,000円

リフォーム補助利用者：所有者（オーナー）

賃貸契約後、入居前にオーナー側がリフォーム工事

主な工事内容：浴室をユニットバスへ変更、洗面化粧台の変更、
浴室と脱衣室の間仕切り変更、各室の天井・壁紙の変更



リフォーム前



リフォーム後

②A007 売却物件 交付決定:H30.12.14 600,000円

リフォーム補助利用者:利用者(購入者)

売買契約後、購入した利用者がリフォーム工事

主な工事内容:屋根・外壁塗装、システムキッチン入替え、和室→洋室

1階居室の天井・壁紙の変更、2階納戸→ウォークインクローゼット

■屋根・外壁塗装



リフォーム前



リフォーム後

■ システムキッチン入替え



■ 台所・リビングをLDKに変更、フローリング・壁紙張替え



■和室を洋室に変更、2室を1室に間取り変更



■押入れをクローゼットに変更



■ 空家バンク・空家リフォームの周知

- 空家に係るチラシを固定資産税の納税通知書に同封
- フェイスブックにリフォーム補助金を利用した事例の紹介
- J:COM「わっしょい木更津」出演による空家バンクの紹介
- オーガニックシティフェスティバルへのブース出展
- 地域への出前講座による空家制度の紹介



本報は、固定資産税の納税通知書をお送りしている皆さん全員に同封しています。

空家をお持ちですか？

▼とても身近な「空家」についてのご案内です。

空家の管理は、所有者の義務です。建物のメンテナンスや雑草・樹木の定期処置などを定期的にを行い、適切に管理してください。

適切に管理されていない空家については「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)」に基づき、市は所有者に対して、段階に応じて指導等(助言→指導→勧告→命令)を行います。もし、勧告を受けると、住宅(空家)が存在しているも固定資産税の住宅用地特例(※1)が適用されなくなり、土地の税額が上がることになります。

住む予定が無いのであれば、周囲の方に迷惑や心配をかけないよう、空家の利活用や解体・売却について検討することをお勧めします。

固定資産税の減免制度
木更津市空家バンク
空家リフォーム助成

木更津市空家バンク

～空家の利活用をお考えの方に～

空家バンクは、市の職員が、空家バンクへ登録された「空家を売りたい・買いたい」人の物件と、「買いたい・借りたい」人との橋渡しをする制度です。

2017年12月からスタートし、これまで、15件の空家・空地进行しました(2019年1月31日現在)。

登録方法など詳しくは、木更津市公式ホームページをご覧ください。

◆登録期間 2年間

◆空家バンクの登録物件

- ・一戸建て住宅(兼用住宅を含む)
- ・管理が適切に行われている空家(老朽化が著しく大規模修繕が必要なもの、対象外)
- ・建物を取り壊した後の敷地
- ・不動産業者と媒介契約を結んでいる物件

◆空家リフォーム助成制度も！

空家バンクに登録した空家を活用する所有者または利用者には、予算の範囲内で工事費の一部を助成します(各連要件があります)。

◆助成額 **最大200万円の補助！**

- ・住居の場合、対象経費の2分の1(上限50万円)。さらに、上限額に①～⑤の加算があります。
- ・特定施設(※2)の場合、対象経費の3分の2(上限150万円)。さらに、上限額に①、②の加算があります。

①市長が定める重点地区(平成31年度は大久保1丁目から大久保6丁目)内の空家の場合 +20万円

②耐震改修工事を実施する場合、工事内容により、+10万円 または +30万円

③市外から転入する場合 +10万円

④中学校修了前の児童1人につき +20万円

⑤新築世帯の場合 +20万円

⑥親世帯と近居(2km以内)する場合 +10万円

(※1)固定資産税の住宅用地特例=住宅用地に係る固定資産税、都市計画税の特例措置(地方税法第349条の3の2)。住宅用地のうち一定のものについて固定資産税が最大1/6(都市計画税は1/3)まで減額される。

(※2)特定施設=高齢者福祉の施設等(高齢者福祉施設、高齢者住宅等)の高齢者支援施設、子ども食堂等の子育て支援施設、シェアハウス等の自立支援施設のこと。